

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	上尾市愛宕三丁目一八〇八番五地先から同市愛宕三丁目一八一二番三地先まで
供用開始の期日	令和二年十一月二十五日
備考	令和二年二月四日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三四・六七メートル